

国に私学助成の拡充を求める意見書

2020年4月1日施行の高等学校等就学支援金制度の拡充により、年収590万円未満世帯の私立高等学校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減した。全国私立学校教職員組合連合が2021年9月末に実施した学費滞納調査によると、学費滞納率は2020年度を下回り、新型コロナウイルス感染症による経済停滞の私立高等学校の学費負担への影響を最小限に食い止める結果を示した。

しかしながら、文部科学省の調査では私立高等学校初年度授業料の2021年度全国平均額は約44万1千円、施設整備費等約14万8千円の合計約58万9千円である。年収590万円未満世帯でも年額4万5千円の授業料負担が残り、施設整備費と合わせて19万3千円、年収590万円以上世帯では、就学支援金11万8,800円を除いても47万200円という高額な負担が残っている。殊に多子家庭では多大な負担となる状況である。また、初年度には全国平均約16万3千円の入学料負担もあり、私立高等学校選択の障壁になっている。こうした実態に対して、政策理念に立ち、授業料実質無償化となるよう、また、年収590万円以上世帯の学費負担軽減と、私学の学費負担の自治体間格差解消を目指し、年収590万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料無償化世帯の対象拡大、支給対象拡大などの拡充が求められる。

一方、私立学校への経常費助成金の大幅な増額も必要である。とりわけ、少人数学級とそのため専任教諭増員などの実現は、私立学校においても早急に取り組まなければならない喫緊の課題である。私立学校が公教育として重要な役割を担っている立場から、1975年に私立学校振興助成法が成立した際の附帯決議に記された2分の1の助成を速やかに実現することを強く求める。私立高等学校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっている。

よって、本市議会は、国に対し、憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、公私の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちの学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月23日

内閣総理大臣
総務大臣殿
財務大臣
文部科学大臣

座間市議会議長 荻原健司